農業者のみなさまへ

**R2.５.１現在　県農業経営課作成**

「持続化給付金」について

１　概要

感染症拡大により売上が前年同月比で50％以上減少している事業者に対し、事業継続を下支えするため、事業全般に広く使えるよう給付されます。

農業関係の個人事業者、農業法人等も対象となります。

**詳細はコチラ→**https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html

※　参考に直近の国概要資料を添付しますが、内容更新される場合がありますので、上記のアドレスから、最新情報をご確認下さい。

２　対象者、給付額等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 個人事業者 | 法人 |
| 給付額※１ | **100万円まで** | **200万円まで** |
| 対象者※２ | ①2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること  ②2020年１月以降、感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること※３ | |
| 申請期間 | 令和２年度補正予算成立の翌日※４～令和３年１月15日 | |

※１　昨年１年間の売上げからの減少分が上限となります。

※２　青色申告はもとより、白色申告の場合でも申請可能です。

※３　収入に季節性がある場合は、2020年の任意の1ヶ月を含む連続した３ヵ月を対象

期間として算定するなど、算定の特例がある場合があります。

※４　申請開始日については、上記アドレスからご確認下さい。

３　申請方法

「持続化給付金ホームページ」（令和２年度補正予算成立の翌日に設置予定）

からの電子申請（申請支援窓口（完全予約制）も順次設置される予定です。）

　⓵2019年の確定申告書類の控え、⓶売上減少となった月の売上台帳の写し、⓷身分証明書の写し（個人事業主の場合）が必要となります。

４　申請のガイダンス

**申請方法等の詳細について、「申請要領」を**、**必ず御確認**下さい。

［個人事業者向け］https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\_kojin.pdf

［法人向け］http://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\_chusho.pdf

５　問合せ先

専用コールセンター　０１２０－１１５－５７０

[IP電話専用回線] 03-6831-0613 受付時間 8:30～19:00

5月・6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※　近畿経済産業局でも相談窓口を設置しています。

直通番号：06-6966-6110（平日・土日祝日9時00分～17時00分）

県農政環境部では、今後（連休明け目途）、県ホームページ等を活用し農林漁業者向けのコロナウイルス感染症に係る国・県支援策の情報提供を行って参ります。

症に伴う